

# あぶたん つうしん



184号



発行日 平成31年4月25日

発行 国土交通省 東北地方整備局  
仙台河川国道事務所 岩沼出張所

〒989-2441 岩沼市館下1丁目2番9号  
TEL:0223-22-2801  
FAX:0223-22-2802

長瀬小学校5年生

## サケの稚魚放流体験

4月15日(月)に亘理町と宮城県漁業協同組合仙南支所主催で亘理船着場(阿武隈川河川敷地)にて長瀬小学校5年生36名がサケの稚魚を放流する体験を行いました。

子どもたちは一人一人バケツを持ってサケの稚魚を受け取り、「大きくなって戻ってきてね！」と、川の中に笑顔で見送りました。

今回放流したサケの稚魚は雪どけとともに、川を下り海に出て北洋に旅立ちます。3~5年後に立派な親魚になり、産卵のために母川である阿武隈川に戻ってきます。

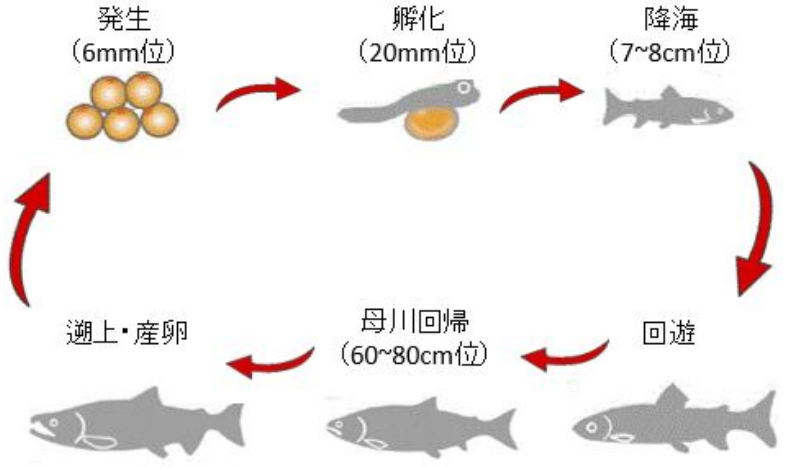
毎年、秋には産卵のために遡上(そじょう)するサケの姿が見られます。

大きくなったサケが元気に戻ってこられるようにキレイな川を守っていきましょう！

### 【Q&A】

Q. どうしてサケは戻ってこられるの？

A.  
サケは川のおいを覚え、同じにおいの川に戻ってきます。川が汚れてしまうとサケは育った川に戻れなくなってしまいます。  
戻って来てもらうためにはきれいな川を変えずに守っていくことが大切です。



サケの稚魚だあ！！



またね～

大きくなって戻って来てね～！





## 不法投棄は犯罪です！

# 不法投棄はしない！」「させない！」「許さない！」

堤防や河川敷で安易に不法投棄する事例が後を絶ちません。

不法投棄は自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、土壌汚染などの公害問題を発生させ、私たちの健康や生活にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

一人一人がマナーを守り、川や堤防にゴミを捨てないようにご協力をお願いします。

阿武隈川の美しい自然を守るため、今後もパトロール強化を進め地域の皆様と共にきれいな水辺を守っていききたいと思います。



ご存じでしたか？川への不法投棄は法律により厳しく罰せられます。

- 廃棄物処理法においては、**5年以下の懲役**もしくは**1000万円以下の罰金**。
- 河川法においては、**3ヶ月以下の懲役**もしくは**20万円以下の罰金**。

「不法投棄が行われている」「不法投棄をしようとしている」などを目撃した場合は、すぐに警察(110番)へ通報してください。警察には場所・時間・投棄物・車両ナンバー及び犯人の顔や身体の特徴などを伝えてください。

岩沼出張所ではCCTVカメラ(空間監視用カメラ)で24時間監視しています

## 堤防の様子をモニタリング！ 堤防徒歩点検を実施しました



岩沼出張所管内で管理している堤防が安全な機能を有しているかを確認するために、4月9日、12日、18日、24日の4日間で堤防の全区間を徒歩で点検しました。

今回の点検で、緊急を要する大きな問題は確認されませんでした。堤防を健全に保っていくために今後も適切に管理していきます。

